

平成29年田原本町議会第2回定例会

平成29年6月1日

(第1日)

田 原 本 町 議 会

平成29年 第2回 定例会

田原本町議会会議録

平成29年6月1日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 牟田和正君	2番 阪東吉三郎君
3番 森井基容君	4番 安田喜代一君
5番 森良子君	6番 古立憲昭君
7番 西川六男君	8番 竹邑利文君
9番 辻一夫君	10番 吉田容工君
11番 植田昌孝君	12番 松本美也子君
13番 小走善秀君	14番 吉川博一君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣君 局長補佐 森惠啓仁君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 森章浩君	町長公室長 植田知孝君
総務部長 持田尚顕君	住民福祉部長 中屋敷晃弘君
産業建設部長 森博康君	上下水道部長 山田英二君
総務課長 森里義則君	監査委員 井上喜一君

教 育 長	植 島 幹 雄 君	教 育 部 長	竹 島 基 量 君
会 計 管 理 者	三 浦 明 君	選 挙 管 理 委 員 会	北 田 喜 史 君
農 業 委 員 会		事 務 局 長	
事 務 局 長	中 井 良 司 君		

平成29年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月1日（木曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○休 憩（日程の説明）

○議 第39号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

・提案理由の説明

・採決

○同 第3号 農業委員会の委員の認定農業者等過半数要件の例外規定適用につき
議会の同意を求めることについて

・提案理由の説明

・採決

○同 第4号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

・提案理由の説明

・採決

○発議第5号 森章浩町長辞職勧告決議

・趣旨説明

・質疑

・討論

・採決

○発議第6号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる意見書

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○報 第 4 号 平成 2 8 年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○報 第 5 号 平成 2 8 年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○報 第 6 号 平成 2 8 年度田原本町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○議案の一括上程（報第 7 号より議第 3 8 号までの 1 9 議案について）

○町長より提案理由の説明

○上程議案の委員会付託について

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（西川六男君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

それでは、これより平成29年田原本町議会第2回定例会を開会いたします。

町長招集挨拶

○議長（西川六男君） 町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のお許しをいただきまして、平成29年田原本町議会第2回定例会の開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町政発展のため、多大なご支援、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼を申し上げます。

また、公私何かとご多用の中ご出席をいただき、今期定例会を開会でき得ましたことを重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

まず、このたび田原本町が実施する地域子育て支援事業に係る社会福祉法人愛和会と町行政の不祥事により双方に逮捕者が出るなど、本町にとって大変不名誉な事件が発生し、議員の皆様方をはじめ町民の皆様方に大変ご心配をおかけしていることを町行政を預かる者として、誠に申しわけなく思っております。

私といたしましては、町民の皆様方から信頼を一日も早く取り戻すべく、事件発覚後、直ちに第三者による調査委員会の設置や全ての委託料や補助金の手続の見直しに着手するとともに、本年5月に定めました田原本町職員倫理規定に基づき、職員の公務員倫理の一層の確立と保持に努めてまいりたいと考えております。

今後は、二度とこのような不祥事が起こらないよう、議会で設置いただきました地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等適正化調査特別委員会での議員各位のご意見や第三者による調査委員会の報告をもとに行政の透明化・公平化を図るべく、コンプライアンス条例の制定等、法令遵守のルールづくりを進め、町行政の信頼回復に職員一丸となって取り組んでまいります。

また、今回の不祥事で副町長が逮捕されるなど、町政の停滞と混乱を招いてしま

った事態を重く受けとめ、第三者による調査委員会の最終報告を受け、町長報酬の減額のための条例改正案を次期定例会に提案をさせていただきたいと考えております。議員各位の皆様にはご理解をいただけますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今日から6月に入り、木々の緑もより色濃くなってまいりましたが、これからは梅雨の季節になり、梅雨前線に伴う長雨やゲリラ豪雨など、水害の危険性が高まる季節でもございます。本町におきましては、本年度から防災訓練を毎年度予定しており、今後起こり得る災害に対し、迅速な対応ができるよう進めてまいるところでございます。

今期定例会におきましては、3件の報告事項及び22件の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願い申し上げまして、開会の挨拶とかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会 期 の 決 定

○議長（西川六男君） 会期の件についてお諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より8日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は8日までの8日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（西川六男君） 続きまして、会議録署名議員につきまして、会議規則第126条の規定により指名いたします。12番、松本議員、13番、小走議員、14番、吉川議員、以上3名の方、お願いをいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（西川六男君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果につきまして、代表監査委員。

(監査委員 井上喜一君 登壇)

○監査委員 (井上喜一君) 議長のご指名によりまして、去る平成29年3月27日、4月25日及び5月25日に実施をいたしました現金出納検査の結果についてご報告をいたします。

一般会計及び各特別会計に属します平成29年2月28日、3月31日並びに平成29年4月30日現在の出納状況について現金出納検査をいたしました。

検査日現在の各月末現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計額と町歳入歳出簿現金残高とが符合いたしておりまして、関係法令を遵守の上、適正に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上であります。

○議長 (西川六男君) 日程説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

○議長 (西川六男君) 再開いたします。

日程に入ります。

議第39号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

○議長 (西川六男君) 議第39号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて、議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 森 章浩君 登壇)

○町長 (森 章浩君) 議長のご指名によりまして、議第39号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字蔵堂294番地、沢田貴子氏、昭和36年7月25日生まれを適任者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を聞くものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

して、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（西川六男君） ただいま町長より説明のありました人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、提案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） 異議なしと認めます。よって、議第39号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことにつきましては、原案どおり沢田貴子君を推薦することに決しました。

同第3号 農業委員会の委員の認定農業者等過半数要件の例外規定適用につき
議会の同意を求めることについて

○議長（西川六男君） 続きまして、同第3号、農業委員会の委員の認定農業者等過半数要件の例外規定適用につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、同第3号、農業委員会の委員の認定農業者等過半数要件の例外規定適用につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、農業委員会の委員は過半数を認定農業者等が占めなければならないとなっているところ、募集の結果、過半数に満たなかったため、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、農業委員会の委員の過半数を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とすることにつきまして、議会の同意を得るものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。（「議長」と吉田議員呼ぶ）

○議長（西川六男君） はい、10番、吉田議員。

○10番（吉田容工君） 質疑は許されますか。

○議長（西川六男君） はい、どうぞ。10番、吉田議員。

○10番（吉田容工君） 農業委員会の組織が変わるということでこういう提案を受けています。そこで聞きたいのが、田原本町の認定農業者は今何人おられますか。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 認定農業者に関しましては56名だったと思います。

○議長（西川六男君） よろしいか。（「はい」と吉田議員呼ぶ）

それでは、農業委員会の委員の認定農業者等過半数要件の例外規定適用につき議会の求めることについては、提案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。よって、同第3号、農業委員会の委員の認定農業者等過半数要件の例外規定適用につき議会の同意を求めることについては、原案どおり同意することに決しました。

同第4号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（西川六男君） 続きまして、同第4号、農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、安田喜代一議員の退席を求めます。

（4番 安田喜代一君 退席）

○議長（西川六男君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、同第4号、農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は農業委員の選出に伴いますもので、田原本町大字宮古241番地、岩井正氏、昭和22年7月29日生まれ。大字西代212番地、上田高明氏、昭和27年1月9日生まれ。大字西竹田157番地、上田幸弘氏、昭和30年9月25日生まれ。大字多497番地、大倉康至氏、昭和22年10月3日生まれ。大字大網253番地の1、栗山佳三氏、昭和27年7月25日生まれ。大字宮森275番地、澤井 実氏、昭和29年5月21日生まれ。大字味間783番地、西浦正嗣氏、昭和12年3月1日生まれ。大字八田297番地の1、前田長良氏、昭和24年3月

16日生まれ。大字西井上77番地の2、松岡幸巳氏、昭和47年12月18日生まれ。大字八尾743番地の1、松本雅史氏、昭和21年8月23日生まれ。大字為川北方37番地、安田喜代一氏、昭和23年6月13日生まれ。大字法貴寺1655番地、吉川正之氏、昭和31年2月12日生まれ。大字秦庄138番地の4、安井正人氏、昭和50年9月3日生まれを適任者として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西川六男君） ただいま町長より説明のありました農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、提案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。よって、同第4号、農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案どおり岩井 正君、上田高明君、上田幸弘君、大倉康至君、栗山佳三君、澤井 実君、西浦正嗣君、前田長良君、松岡幸巳君、松本雅史君、安田喜代一君、吉川正之君、安井正人君に同意することに決しました。

それでは、安田議員に着席をしていただきますので、しばらくお待ちください。

（4番 安田喜代一君 着席）

発議第5号 森章浩町長辞職勧告決議

○議長（西川六男君） 続きまして、発議第5号、森章浩町長辞職勧告決議を議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。10番、吉田議員。

（10番 吉田容工君 登壇）

○10番（吉田容工君） それでは、発議第5号、森章浩町長辞職勧告決議の趣旨説明をさせていただきます。

昨年11月、愛和会関係者4人が逮捕されたことを受けて、当議会は地方自治法

第100条に基づく特別委員会を設置し、地域子育て支援拠点事業等の事務を調査しました。その中で明らかになったことは、担当者が事業実態を把握せず愛和会の報告書に基づき委託料を支払っていたこと、その報告書の内容が虚偽であったことが判明しました。そして、このような状態を生み出した背景に、愛和会から担当部長と担当課長に毎年中元・歳暮が送られていたこと、寺田前町長、石本前副町長、前教育長が有馬温泉に招待されていたことなど、愛和会からの強力な接待と公務員としての節度のない実態も明らかになりました。

特別委員会で町長はどのような対応をされたか、それを少し述べさせていただきます。ゴルフに行かれたのは森町長と前副町長の2人だけであったことが明らかになりました。森町長が接待をされたということです。ただその時期は覚えていないということで明言を避けられました。また、有馬温泉には2回行ったことを認めましたが、その時期については全く覚えていないと明言を避けられました。そして愛和会の理事でありながら理事としての扱いを受けていなかったとして、愛和会職員として参加したと発言されました。職員を強調されていました。理事としての責任感を全く持っておられない発言に終始されました。

特別委員会では、森和俊顧問が理事長を退いた後も実質的に愛和会を運営されていたことを認定しました。ところが森町長は、理事長、小川氏と契約しているので理事長は小川氏であるとも発言されました。あるときは実質理事でないと主張し、あるときは形式を重視し、理事長は小川氏と主張されるその姿勢は、みずからの都合のいい主張をされる政治姿勢を浮き彫りにしました。愛和会の理事としての責任を受けとめることなく果たされないその姿勢は、町長としての責任を果たすことはできません。

特別委員会の中で町長は職員倫理規定を定めたということで、その対象にはならない。町長は田原本町政治倫理条例の対象となるとおっしゃっていましたので、その点でもどういう問題があるか指摘させていただきたいと思います。

この田原本町政治倫理条例については、対象は町長と副町長と教育長が私たち議員とともに含まれています。そしてその中でそれらの者は常に町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して公正を疑わせるような金品の授受、飲食の供与を受けないことと定めています。そして第10条には、議員

及び町長等が第4条に違反している疑いがある場合は、議長及び町長は速やかに審査会に調査を依頼しなければならないと規定されています。これを森町長に適用しますと、森町長は前副町長と一緒にゴルフに行っておられたという点では、町長になられた時点で、この副町長の行為について田原本町政治倫理審査会に調査を依頼する責任があったということになります。

また、有馬温泉に前副町長や前教育長が参加していたことをご存じでしたから、町長になられたそのときに前副町長や前教育長の有馬温泉旅行に対しても、速やかに政治倫理審査会に調査を依頼しなければならない責任をお持ちです。ただ残念ながらこの間全くその責任を放棄されてきました。その点では、みずからの責任を放棄する、行わない、そういう方に町政を任せるわけにはいきません。

今回の事件を受けて、一番の被害者は園児の皆さん、そして卒園児の皆さん、そして保護者の皆さん、田原本町の住民の皆さんではないでしょうか。本議会の冒頭で町長は町行政を預かる者として決意を語られましたが、町行政を歪めた愛和会の理事としてどう責任をとるのかを語られませんでした。その点では特別委員会で町長の対応をつぶさに見てこられた議員の皆さんに、今回、森章浩町長辞職勧告決議にご賛同いただきますことをお願いしまして、この場の趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（西川六男君） それでは、ただいまの趣旨説明に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、森議員。

（5番 森 良子君 登壇）

○5番（森 良子君） それでは、この決議に賛成の立場で討論を行います。

本町は前町長が飲酒運転で逮捕され、辞職されたことにより、昨年1月に森 章浩町長が無投票で当選されました。もともと現町長は保育所を運営するその責任者

として携わっておられました。今回、田原本町の社会福祉法人愛和会をめぐる汚職事件では、園側の報告が虚偽であったことや特別支援保育事業などに関する補助金を前年度よりも増額するなど、森 和俊氏や石本前副町長、その他の人たちがかわったということが判明いたしました。

平成28年、町長に就任するまでは理事であったという事実がある以上、町民の思いとしては、当時の責任者であった町長がかかわっていると思うのは当然のことです。これにかかわったとして、現在、石本前副町長が逮捕されておりますが、当時は有馬温泉への接待に行かれており、森町長もそこに参加していたことが百条委員会でも明らかになりました。町長は町民の信頼のもとに町を運営していく責任者ですが、こうした実態を見れば町長にふさわしくないことは当然であり、町民の不信と不安が払拭されていない現状では、かじ取りをこれ以上任せることはできませんので、この決議に賛成いたします。

各議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西川六男君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第5号、森章浩町長辞職勧告決議を採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

発議第6号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる意見書

○議長（西川六男君） 続きまして、発議第6号、農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる意見書を議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。10番、吉田議員。

（10番 吉田容工君 登壇）

○10番（吉田容工君） それでは、発議第6号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、平成25年度までは農業者戸別所得

補償制度がとられ、稲作農家の再生産を支えてきました。ところが26年度からは経営所得安定対策にかわり、10アール当たり1万5,000円の交付金が7,500円に半減となり、30年産米から廃止されようとしているもとで、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守るために生産費を補う農業者戸別所得補償制度の復活を求め、国に意見書を提出するものです。

米の生産費は、平成28年10月14日に公表された27年度産米で1俵60キロ当たり1万3,016円、資本利子・地代全額算入生産費で1万5,390円です。一方、米の概算金は1俵1万2,000円です。生産コストと農家の手取り価格の差を埋めて再生産を保障することが政策的に必要であり、農業者戸別所得補償制度は不十分でもその役割を果たしてきました。

この制度は、平成22年に農業協同組合新聞が大規模農家や農業法人に対する意識調査を実施した報告書でも、大規模農家ほど積極的に加入し、支持が高くなっていました。安倍政権はこれをやめて、30年産米から生産調整の事実上の廃止と収入補償制度を導入するとしています。収入保険制度は、価格下落傾向のもとでは、過去5年間の平均とする基準価格も補填金額も下がるのみですから、生産コストを保障する仕組みになっていない根本的な欠陥が指摘されています。

大規模農場のアメリカでは、2014年、農業法で生産コストに見合う目標価格を設定し、市場価格との差額を補填する不足払いという制度をベースにして、農家を不足払いと収入補償のいずれかを選択できるようになっています。しかも収入補償における基準収入は、生産コストである目標価格を下回る場合は目標価格を用いる仕組みになっており、生産コストを補填する岩盤対策がしっかりしています。

これに対し日本は岩盤対策がなく、収入保険制度だけでよいというもので、生産調整の廃止と米価下落が続けば農家は大変な苦境に追い込まれるのは確実です。米の生産高は県内の消費より少ない県内産で賄い切れないとされています。そんな生産を支えているのが先祖から引き継いだ農地を守り続けたいという零細農家の方々です。ただ米をつくるには多大な機械の投資を必要とされることから、農機具が壊れると米生産意欲は急速に薄れていきます。農地を守り続けることは大変難しくなっている現状があります。そんな中でも何とか米をつくり続けたいと頑張っておられる農家に少しでも生産コストを補填して応援していった戸別所得補償制度は

重要な役割を果たしています。

かつて農業立地を標榜した本町の特徴を今後も伝えていくためにも、農家を応援する戸別所得補償制度の存続を求めるために、本意見書への賛同をよろしく願います。

○議長（西川六男君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第6号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書を採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

報第4号 平成28年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

報第5号 平成28年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

報第6号 平成28年度田原本町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○議長（西川六男君） 続きまして、報第4号、平成28年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告より報第6号、平成28年度田原本町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告までの3議案を議題といたします。

町長より報告議案の説明を求めます。町長。

(町長 森 章浩君 登壇)

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成29年田原本町議会第2回定例会に提出させていただきました議案のうち、報告事項につきましてその概要の説明を申し上げます。

報第4号、平成28年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、個人番号カード交付事業ほか11件について、総額14億988万3,173円を繰り越したものであり、また、報第5号、平成28年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、流域下水道事業440万円を繰り越したものであり、最後に、報第6号、平成28年度田原本町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、介護保険システム改修事業210万7,350円を翌年度に繰り越したものであり、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西川六男君） ただいまの町長の報告議案の説明に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（西川六男君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

報第4号、平成28年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告より報第6号、平成28年度田原本町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告までの3議案については、議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いいたします。

議案の一括上程（報第7号より議第38号までの19議案について）

○議長（西川六男君） 続きまして、報第7号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告より議第38号、天理市との定住自立圏形成協定の一部変更についての19議案につきましては、会議規則第37条の規定により、この際、一括上程をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成29年田原本町議会第2回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

報第7号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額500万円の増額で、予算総額は135億4,436万7,000円となります。

補正内容といたしましては、総務費の増額で、1事業者より大口の寄附金があったことに伴い、ふるさと応援基金への積立金を増額するもので、寄附を受けた時期の関係で、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月21日付で専決処分をしたものでございます。

次に、報第8号、田原本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、平成29年度税制改正による地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正について、施行日の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

主な改正内容は、上場株式等に係る住民税の課税方式の実質見直し、固定資産税における事業所内保育事業所等に係る特例措置の拡充、長期優良住宅の認定を受けて耐震改修または省エネ改修を行った家屋に対する減額特例の拡充、軽自動車税における一定の環境性能を有する車両に対する初年度課税分の軽減措置、いわゆるグリーン化特例の適用期間を2年間延長するものなどでございます。

次に、報第9号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、平成29年度税制改正による地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、軽減課税の特例項目の削除と、新設で管理協定に係る協定倉庫についての特例期間が終了するための削除と、固定資産税の改正と同様に都市計画税の軽減課税の特例項目の追加で、事業所内保育事業所等に係る特例措置が拡充されたものであり、施行日の関係から地方自治法第179条第1項

の規定により、平成29年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

次に、報第10号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法施行令の改正に合わせ、国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大を図るため、均等割・平等割の軽減措置に係る軽減判定所得の算定式の一部を改正するものであり、施行日の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

次に、報第11号、田原本町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正に伴い、案内標識の番号を変更する改正等を行うものであり、施行日の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

次に、報第12号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る扶養親族加算額及び加算対象区分についての改正を行うものであり、施行日の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

次に、議第26号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額は955万円の増額で、予算総額は128億3,455万円となります。

補正の内容といたしましては、総務費35万円の増額で、田原本町行政改革推進委員会の開催に要する経費、また、衛生費920万円の増額で、やまとクリーンパークへの不燃・粗大ごみを搬入するための協議に時間を要することから、処理業者に委託するためのごみ処理委託料でございます。財源につきましては繰越金でございます。

次に、議第27号、道の駅レスティ唐古・鍵の設置及び管理に関する条例につきましては、道路利用者の利便性の向上に供するとともに、地域情報の発信、地場特産品等の販売等を通じて、観光、産業及び文化の振興を図り、もって地域の活性化及び魅力ある地域づくりに資することを目的として道の駅を設置し、管理するための条例を制定するものでございます。

次に、議第28号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例につきましては、社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い行財政運営を確立するため、田原本町附属機関に田原本町行政改革推進委員会を追加する等の改正を行うものでございます。

次に、議第29号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の育児休業等に係る人事院規則の一部改正に伴い、育児休業に規定される条例に定める特別の事情に、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加える改正を行うものでございます。

次に、議第30号、田原本町税条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年度税制改正による地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、控除対象配偶者の定義の変更、都市緑地法の規定により市民緑地を設置・管理する場合における固定資産税の減額特例を追加するもの等の改正を行うものでございます。

次に、議第31号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年度税制改正による地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、都市緑地法の規定により市民緑地を設置・管理する場合における都市計画税の減額特例を追加するもの等の改正を行うものでございます。

次に、議第32号、田原本町包括支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行規則の改正に伴い、主任介護支援専門員研修の受講を義務づけるもの等の改正を行うものでございます。

議第33号、交流促進施設（道の駅）建設工事請負契約締結につきましては、唐古地内に鉄骨造3階建て、延べ面積約1,159㎡を契約金額5億4,709万200円で、桜井市大字外山186番地の1、渋谷・山本特定建設工事共同企業体、株式会社渋谷、代表取締役渋谷守浩と、議第34号、公共下水道整備等工事（特）第29号-1の請負契約締結につきましては、阿部田ほか2地内の町道味間八田線において、下水道工事191.6mと道路改良工事223.0mを契約金額5,863万3,200円で、田原本町大字八田309番地の2、安井建設株式会社、代表取締役安井正成と、議第35号、公共下水道整備等工事（特）第29-2号の請

負契約締結につきましては、富本地内の町道富本2号線において、下水道工事282.2mと上水道工事390.2mを契約金額4,863万3,480円で、田原本町大字大安寺102番地の1、吉村建設株式会社、代表取締役吉村輝高と、議第36号、南幼稚園園舎耐震補強工事請負契約締結につきましては、南幼稚園の園舎2棟の耐震補強工事を契約金額6,372万円で、田原本町大字今里182番地の1、株式会社山本工業、代表取締役山本行男と工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第37号、指定管理者の指定につきましては、田原本町田原本駅前自転車駐車場及び田原本町笠縫駅前自転車駐車場の指定管理者に檀原市八木町1丁目8番15号、阪神管理サービス株式会社、代表取締役清水克益を指定し、指定の期間を平成29年9月1日から平成32年8月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第38号、天理市との定住自立圏形成協定の一部変更につきましては、協定項目である一般廃棄物の効率的な広域処理の推進に係る取り組みを削除することについて、田原本町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、今期定例会に提出いたしました議案につきましてご説明申し上げます。何とぞご慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

上程議案の委員会付託について

○議長（西川六男君） それでは、一括上程されております本議案につきましては、各所管の委員会におのおの付託をいたして、休会中に審議を願うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会におのおの付託をいたしまして、休会中に審議を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長に朗読をさせます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） それでは、委員会別付託議案を朗読いたします。

報第7号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告から、報第9号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告までの3議案につきましては総務文教委員会、報第10号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び報第11号、田原本町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告の2議案につきましては厚生建設委員会、報第12号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては総務文教委員会、議第26号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第1号）につきましては総務文教委員会並びに清掃工場建設検討特別委員会、議第27号、道の駅レスティ唐古・鍵の設置及び管理に関する条例につきましては厚生建設委員会、議第28号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例から議第31号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例までの4議案につきましては総務文教委員会、議第32号、田原本町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から議第35号、公共下水道整備等工事（特）第29-2号の請負契約締結についてまでの4議案につきましては厚生建設委員会、議第36号、南幼稚園園舎耐震補強工事請負契約締結についてから議第38号、天理市との定住自立圏形成協定の一部変更についてまでの3議案につきましては総務文教委員会、以上でございます。

○議長（西川六男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これにて散会をいたします。ありがとうございました。

午前10時51分 散会